



会長	副会長		庶務理事	会計理事	事務局長
次長	課長	課長代理	係長	担当	受付
中澤	中澤			西森	岡林

日医発第 537 号(技術)(介護)  
令和 8 年 6 月 16 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会  
常任理事 江澤 和彦  
濱口 欣也  
(公印省略)

令和 8 年度厚生労働省委託事業  
「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」における  
「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会」  
(第 1 回・第 2 回) の実施について

平素より、本会会務にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の相談に適切に対応できる医療・介護従事者等を育成するため、「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」を実施しており、事業の一環として開催する標記研修会について、本会に周知方依頼がありました。

今年度は計 4 回の開催が予定されており、今回は第 1 回と第 2 回の募集（募集期間：6 月 11 日～7 月 10 日）となります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴会管内の関係各所にご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

< 添付 >

○令和 8 年度厚生労働省委託事業「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」における「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会」（第 1 回・第 2 回）の実施について

（R8.6.11 厚生労働省医政局地域医療計画課）

○チラシ

事 務 連 絡  
令和 8 年 6 月 11 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和 8 年度厚生労働省委託事業  
「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」における  
「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会」（第 1 回・第 2 回）  
の実施について

平素より、厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、人生の最終段階における医療・ケアに関して、本人の相談に適切に対応できる医療・介護従事者等を育成するため、令和 8 年度厚生労働省委託事業「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」（以下「本事業」）を実施しております。

今般、本事業において実施する「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会（以下「令和 8 年度相談員研修会」）」について、別紙のとおり募集いたします。

つきましては、貴会におかれては別紙の内容についてご了知のうえ、貴会会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

また、令和 8 年度相談員研修会は全 4 回開催する予定であり、今回のご案内においては第 1 回と第 2 回の募集のみを受付けることとし、第 3 回と第 4 回の募集につきましては、改めてご案内いたします。

なお、令和 6 年度までは、主に医療機関から医師を含む多職種の方が参加される「基本プログラム」と、主に在宅医療・介護従事者が参加される「在宅医療・介護従事者版」の 2 つに分かれて実施しておりましたが、より施設間、職種間の視点の違い等を理解し、多職種で協働した意思決定支援の方法を学ぶ研修とするため、令和 7 年度から 2 つの研修を統合して実施しておりますので、ご承知おきください。

本事業に関する照会等は各別紙に記載の問い合わせ先までご連絡ください。

【事業所管部署】

厚生労働省医政局 地域医療計画課

外来・在宅医療対策室

E-mail : gairai-zaitaku@mhlw.go.jp

令和8年度厚生労働省委託事業  
「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」

本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会開催のご案内



目的と開催の経緯

人生の最終段階における医療・ケアについては、医療従事者・介護従事者等から適切な情報の提供と説明がなされた上で、本人が家族等および医療・介護従事者等と話し合いを行い、本人の意向を尊重した意思決定に基づき、進めることが重要とされています。

本事業では、平成30年に改訂された「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づいた相談員研修会を実施し、本人の意向を尊重した意思決定のための相談体制の整備を図ることを目的としています。

※令和7年度の研修プログラムにつきましては、以下の Web ページをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_72090.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72090.html)

開催要項				
研修名	本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会			
研修予定	相談員研修会		日程	会場
		①	令和 8 年 8 月 2 日 (日)	Web 開催
		②	令和 8 年 8 月 9 日 (日)	対面開催 (大阪府)
		③	令和 8 年 10 月 25 日 (日)	Web 開催
		④	令和 8 年 11 月 3 日 (火・祝)	対面開催 (東京都)
募集人数	相談員研修会：1 開催あたり 80 名程度(大阪府のみ60名程度)			
募集期間	令和 8 年 6 月 11 日(木)～ 令和 8 年 7 月10 日(金) ※ 今回は8月2日(日)の第1回と8月9日(日)の第2回相談員研修会の募集になります。 第3回、第4回の募集は改めてご案内させていただきます。 ※ 今年度実施する計4回の相談員研修会は各回すべて同様の内容となります。			
参加費	無料 ※ただし、対面開催における現地までの交通費等は自己負担			

プログラム(予定)				
開始	終了	時間	プログラム	主旨、構成内容
08:15	09:00	45	受付	
09:00	09:15	15	イントロダクション	
09:15	09:20	5	講義	ガイドラインに基づいた意思決定(総論)
09:20	09:55	35	アイスブレイク/ グループワーク	
09:55	11:10	75	講義/グループワーク	【STEP1】 本人の意思決定する力を考える
11:10	11:20	10	休憩	
11:20	12:15	55	講義/グループワーク	【STEP2】 本人の意思の確認ができる場合の進め方
12:15	12:55	40	休憩	
12:55	13:00	5	イントロダクション	
13:00	13:15	15	講義動画視聴	【STEP3】 本人の意思を推定する
13:15	13:35	20	講義動画視聴	【STEP4】 本人にとって最善の方針について合意する
13:35	15:05	90	グループワーク	多職種チームで本人の方針について検討する
15:05	15:15	10	休憩	
15:15	16:50	95	講義動画視聴/ グループワーク	今後の医療やケアと本人にとって大切なことに関する話し合い
16:50	17:20	30	研修全体の振り返り	
17:20	17:30	10	事務連絡	

※事例を通して、ガイドラインを活用した意思決定をどのように進めたらよいかをチームで学んでいきます。

※プログラムは変更になる可能性があります。

#### 参加資格

以下の全ての条件を満たす者

- 1 各医療機関等(※)において、人生の最終段階における医療・ケアに関する意思決定に携わっている医療・介護従事者等(医師・看護師・MSW・ケアマネジャー・施設ケアスタッフ等)であること。  
※ 病院・診療所・訪問看護ステーション・介護老人福祉施設等
- 2 上記の医療・介護従事者等は、原則として、研修会受講時点において、人生の最終段階における医療・ケアに携わる者としての経験が3年以上であることが望ましく、研修修了後も引き続き、当該医療・ケアに携わる予定である者であること。
- 3 当日9時～17時30分の1日研修に途中退席することなく参加できること。
- 4 研修修了後、本事業に協力し、各医療機関等において「人生の最終段階における本人の意向を尊重した意思決定支援」を実践すること。
- 5 研修修了後、本事業にかかる調査や研究等に協力し、申込の際は、研修終了後も必ず連絡が取

れるものを記入すること。

- 6 本研修会を修了したことについて、厚生労働省及び都道府県に対して、氏名、所属及び連絡先と併せて報告することに同意すること。
- 7 (オンライン開催の場合) オンライン研修にご参加できる通信環境、及び、パソコン(カメラ付き)、マイク付きヘッドホン等を用意すること。また Zoom アプリはご自身でダウンロードをしておくこと。(難しい場合は事務局までご相談ください)

#### 研修会の修了要件について

- 研修会当日9時～17時30分の1日研修に通して参加すること。  
原則、遅刻や一時退席、途中退室をされた場合は修了認定いたしません。
- 研修開催前に「事前学習動画」の視聴および「事前アンケート」の提出をし、研修終了後に「事後アンケート」の提出をすること。
- 研修会の全課程(事前学習、事前アンケート、研修会、事後アンケート)を修了した者を修了者として、修了証を発行します。

#### 【注意事項】

- 記録のため、事務局にて写真および動画を撮影させていただきます。
- 受講者が研修中に投影画面や研修の様子を撮影したり研修内容を録音したりすること、またそれらをSNS等へアップロードする行為は、固くお断りします。
- 本研修は、来年度以降の研修資料とする可能性がございます。あらかじめご了承ください。
- 過年度に、本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会(基本プログラム又は在宅医療・介護従事者版)の受講をされたことのない方を優先して選定いたします。

#### お申込み方法

下記の URL または QR コードの参加申込フォームよりお申込みください。

※本研修は、申込み多数で定員を超える場合、厳正なる選考を行います。

- ・参加申込フォーム <https://forms.office.com/e/qmzgr7cBss>



#### 申込期限

令和8年7月10日(金)【第1回、第2回の申込み締切】

※定員を超える場合は厳正に選考いたします。

選考結果は、令和8年7月15日(水)までにメールにてご連絡いたします。

#### 費用

無 料 ※ただし、対面開催における現地までの交通費等は自己負担

## 照会先

■研修内容、研修申込み、Zoom等のパソコン操作に関するお問合せ

「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」本人の意向を尊重した意思決定のための研修会運営事務局（有限責任監査法人トーマツ社内）

MAIL [mhlw\\_e.field@tohmatu.co.jp](mailto:mhlw_e.field@tohmatu.co.jp)

※月曜日～金曜日（祝日を除く）の9時～17時

※ご質問内容によっては、ご回答にお時間を頂戴する場合がございます。

※研修実施当日は土日祝もお問合せ可能です。

令和8年度厚生労働省委託事業

人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業

# 本人の意向を尊重した意思決定のための

参加  
無料

## 第1回 第2回 相談員研修会 開催のご案内

人生の最終段階における医療・ケアについては、医療・介護従事者等から適切な情報の提供と説明がなされた上で、本人が家族や医療・介護従事者等と話し合いを行い、本人の意向を尊重した意思決定に基づき、進めることが重要とされています。本研修会では、平成30年に改訂された「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った相談員研修会を実施し、本人の意思決定のための相談体制の整備を図ることを目標としています。



### 相談員研修会プログラム日程 (9:00～17:30)

※1回開催あたり80名程度

第1回 令和8年8月2日(日) Web開催

第2回 令和8年8月9日(日) 対面開催(大阪府)

参加無料 ※ただし、対面開催における現地までの交通費等は自己負担

厚生労働省HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_73541.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73541.html)

#### お申し込みにおける注意事項

- 研修内容は全回同様のため、いずれかを受講いただくことで問題ございません。
- 第1回、第2回の両日程の申込みが可能ですが、両日程に申込みいただいた場合、選定後の受講日時の変更はできません。
- 当日は、録画、録音の実施並びに研修会見学者がいる予定です。あらかじめご了承ください。

#### 参加資格

※①～⑤のすべてを満たす方(⑤はWeb開催出席者のみ)

- ① 各医療機関等<sup>注1</sup>において、人生の最終段階における医療・ケアに関する意思決定に携わっている医療・介護従事者等(医師・看護師・MSW・ケアマネジャー・施設ケアスタッフ等)であること。<sup>注1</sup> 病院・診療所・訪問看護ステーション・介護老人福祉施設等
- ② 上記の医療・介護従事者等は、原則として、研修会受講時点において、人生の最終段階における医療・ケアに携わる者としての経験が3年以上であることが望ましく、研修修了後も引き続き、当該医療・ケアに携わる予定である者であること。
- ③ 研修会当日の9時～17時30分の1日研修に途中退席することなく参加できること。
- ④ 研修修了後、本事業に協力し、各医療機関等において「人生の最終段階における本人の意向を尊重した意思決定支援」を実践すること。
- ⑤ オンライン研修にご参加できる通信環境、及び、パソコン(カメラ付き)、マイク付きヘッドホン等を用意すること。

#### お申し込み方法

下記掲載のURLか、右記QRコードの参加申込フォームよりお申し込みください。

<https://forms.office.com/e/qmzgr7cBss>



#### お問い合わせ先

研修内容、研修お申込み、Zoomなどのパソコン操作に関するお問い合わせ

※ご質問内容によっては、ご回答にお時間を頂戴する場合がございます。

本人の意向を尊重した意思決定のための研修会運営事務局  
(有限責任監査法人トーマツ社内)

MAIL : [mhlw\\_e.field@tohmatu.co.jp](mailto:mhlw_e.field@tohmatu.co.jp)